

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	こども・若者政策課
委 託 業 務 名	大津市子ども・若者総合相談窓口業務
委 託 業 務 場 所	大津市浜大津四丁目
概 要	子ども・若者が健やかに成長し、職業的な自立を含めて、社会生活を円滑に営むことができるようになることを目的として、ひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上で様々な困難を有する子ども・若者に関する相談に応じ、関係機関等の紹介その他の必要な情報の提供及び助言等を行う。 【業務内容】 ・相談業務 ・関係支援機関との連携 ・居場所の提供 ・窓口の業務内容に関する広報
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	9, 229, 703円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕大津市浜大津四丁目1番1号 〔名 称〕社会福祉法人大津市社会福祉協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当業務における子ども・若者の相談内容が複雑かつ多岐に渡ることから、多様なネットワークを用いた確かな相談体制が必要となる。 大津市社会福祉協議会は、相談業務における専門性及び知見を有するとともに、制度の狭間の困りごと支援や自立相談支援のほか、福祉を中心とした多様なネットワークで市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくりを行っており、当業務を効率的かつ速やかに遂行することができる唯一の団体であるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。